

物品購入等の入札に係る注意事項

令和7年12月10日
佐賀県脱炭素社会推進課

脱炭素社会推進課が発注する物品等の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀県財務規則（平成4年規則第35号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この注意事項の定めるところによるものとする。

（入札方法等）

1 入札の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札条件書又は仕様書等（以下「条件書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。
この場合において、条件書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、県が定めた様式により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに入札会場に持参又は郵送しなければならない。
- (3) 郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、入札名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に署名しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札の辞退）

2 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加届等を提出した者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当者等に直接持参するものとする。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後、不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に反する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

4 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（無効の入札）

5 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- (7) 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により取り消すことが認められるものを提出した者
- (8) 一人で2以上の入札をした者
- (9) 代理人でその資格がないもの
- (10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(落札者の決定)

- 6 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- なお、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とする。

(再度の入札)

- 7 再度の入札については、次のとおりとする。
- (1) 開札をした場合において、6の規定による落札者がない場合は、再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。
 - (2) 無効入札をした者、又は最低制限価格を設けた入札の場合で最低制限価格に満たない価格の入札をした者も、再入札に参加することができる。
 - (3) 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とする。
 - (4) 再入札においても落札者がない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者(最低制限価格を設けた入札にあっては、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は除く。)と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことがある。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 8 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札した者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約の保証)

- 9 契約保証金は、契約に係る金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を契約締結時までに納付すること。ただし、規則第115条第3項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全額を免除、又は一部を減額することができる。

(契約書の提出期限)

- 10 契約書の提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 契約者は、落札決定の日から原則として5日(県の休日を含まない。)以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
 - (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

- 11 入札をした者は、入札後、この注意事項及び条件書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。